

# 平成30年度 事業計画書

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

## 平成30年度事業計画

### 第1 基本方針

近年、地域においては、超高齢・少子社会の進展や高齢者のみの世帯や核家族世帯の増加により、家族の機能は変化し、地域住民同士のつながりや支えあう機能までが希薄化しております。その一方、現代の福祉問題は、多様化そして複雑化しており、既存の社会保障や福祉政策のみで対応することが困難な課題も顕著になってきました。地域包括ケアシステムの構築や生活困窮者自立支援制度等が進められ、地域を基盤とした事業展開が求められており、社会福祉協議会の役割も大きくなってきています。

また、一昨年4月に発生した熊本地震では多くの皆様が被災され、自宅で生活できなくなった皆様は、約1万世帯となり、応急仮設住宅やみなし仮設住宅で自宅と離れた生活をされています。そこで、本会では、応急仮設住宅に入居されておられる皆様の生活相談や見守り支援活動を行う生活相談サポートセンターを継続して運営していきます。また、被災者の皆様が安心して元の生活に帰れるよう、住宅確保要配慮者支援事業等、様々な支援をしていきたいと考えています。

また、みなし仮設に住まわれている被災者の皆様に対しても、住み替えが必要な世帯について、各世帯の状況に応じた物件のマッチングや入居手続きに関する支援、関係各所へのつなぎ等、賃貸住宅契約時に求められる保証代行事業を実施することで、住宅の供与期間が終了する前に自立を図る支援をしていきたいと考えています。さらに、いつまでも元気で地域の中で生活していけるよう地域包括ケアシステムを熊本市と共に作り上げ、介護予防のための仕組みづくりを、地域と共に作り上げるため、ふれあいサロンの拡大に努めてまいります。

このような中、熊本市の地域福祉の中核的な役割を担う本会においては、「第3次地域福祉活動計画」に基づいた、住民主体の地域福祉活動を推進するとともに、生活困窮者自立支援事業、成年後見事業を含め、本会における全ての事業を横断的にとらえ、これらの課題に対応していきます。

また、社会福祉法人制度改革にもあります経営組織のガバナンス（統治体制および方法）の強化、法人運営の透明性の向上およびコンプライアンス（法令等遵守）体制の確立を更に推し進め、公益性・中立性を確保した事業推進に努めるとともに、自主財源の確保に努め、財政健全化に向け、職員一丸となり取り組みを進めていきます。

## 第2 重点目標【第3次地域福祉活動計画における活動目標】

- 1 住民主体による地域福祉活動の推進
  - 活動の柱1 みんなで声をかけあい、つながりあう地域づくり
  - 活動の柱2 地域ぐるみによる心と体の元気づくり
  - 活動の柱3 災害時にも強い地域づくり
  
- 2 地域みんな（日常生活圏域）で支えあう環境づくりの推進
  - 活動の柱4 地域福祉活動を支えるボランティア活動の促進
  - 活動の柱5 地域福祉を支える団体との連携・協働
  
- 3 みんなの暮らしを支える仕組みづくりの推進
  - 活動の柱6 きめ細やかな相談・支援体制の充実
  - 活動の柱7 サービス利用者を支援する体制づくり
  - 活動の柱8 情報力の向上と活動支援のための基盤整備

## 第3 事業実施項目

|        |
|--------|
| 法人運営部門 |
|--------|

- 1 信頼性の高い事業運営
  - (1) 理事会（年5回 5月、6月、10月、1月、3月）
  - (2) 監事監査（年1回 5月）
  - (3) 指導監査（年1回 12月）
  - (3) 評議員会（年4回 6月、10月、2月、3月）
  - (4) 委員会
    - ・ 生活福祉資金貸付調査委員会（月1回）
    - ・ 日常生活自立支援事業契約締結審査会（月1回）
    - ・ 法人後見運営委員会（年4回）
    - ・ 第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画検証会議（年1回）
    - ・ いきいき市民福祉基金運営委員会（年2回）
    - ・ ボランティアセンター運営委員会（年2回）
    - ・ 福祉金庫審査委員会（年1回）
    - ・ 生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議（随時）
    - ・ 住宅確保要配慮者支援事業支援調整会議（随時）
    - ・ 苦情処理委員会（随時）
    - ・ 評議員選任・解任委員会（随時）

## 2 財政の健全化

本会は、会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「民間財源」、市補助金収入、受託金収入などの「公費財源」などを財源として運営していますが、非常に苦しい経営状況が続いており、財政健全化が喫緊の課題です。一昨年、財政基盤検討委員会から提出された財政基盤強化に関する答申書を受け、平成29年度から平成31年度まで3ヶ年計画とする経営改善計画を策定いたしました。本会がその使命や地域福祉の推進役としての役割を果たすため、会費制度の拡充・寄付金への協力依頼・収益事業や自主事業の強化や公費財源の確保など収入確保への取り組み並びに事務事業費の削減や時間外勤務の縮減による経費削減への取り組みを全職員一丸となって行い、財務の強化を図ります。

## 3 広報紙の発行

広報活動の一環として、本会で実施している事業や各校区で行われている地域福祉活動の福祉情報を広く市民等に提供し、地域福祉活動への理解と関心を深めてもらうことを目的として社協広報誌いきいき福祉「すまいる」を発行します。

## 4 区事務所だよりの発行

各区事務所だよりを発行し、社協の役割や活動を発信することにより、地域住民が福祉に対する関心を高め、地域福祉活動やボランティア活動への参加意欲を促します。

## 5 サロンだよりの発行

各地区で開催されているサロンの紹介や情報共有を目的とし、サロン活動の普及や啓発を目的に「サロンだより」を発行します。

## 6 ホームページと SNS の活用

本会が推進する地域福祉活動及びボランティア関連等の情報を、ホームページに加えて、Facebook 等の SNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス）を活用し、PRに努めます。

## 7 社会福祉援助技術現場実習の受け入れ

社会福祉の実践において、必要な知識・技術や考え方について、実際の社会福祉業務を体験し、専門職としての能力を育てることを目的に、実習生の受け入れを行います。

## 1 地域福祉活動の推進

### (1) ふれあい・いきいきサロンの推進

高齢者や障がい者等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きが  
いづくりや仲間づくりの輪を広げ、地域における介護予防、見守り活動の  
拠点となる「ふれあい・いきいきサロン活動」を、より積極的に支援し、  
町内ごとの開催を進めます。

### (2) 元気はつらつサロンの運営（地域介護予防推進事業）

ア 福祉施設と連携し、閉じこもりがちな高齢者や介護リスクの高い高齢者  
の「心」と「体」の元気づくりを推進するため、体力の向上や美容、音  
楽を活用した介護予防プログラムの開発を行い、地域介護予防の中核的  
なサロンの運営をめざします。

イ 高齢者元気づくり応援サポーターを養成し、元気はつらつサロンの効率  
的な運営と高齢者の日常生活の支援体制の構築を図るとともに、地域の  
ふれあいサロンへの応援サポーターとしての活動展開を図ります。

### (3) 介護予防ハンドブックの作成

健康づくりや食生活改善、体や認知機能向上等、日常生活の中で無理なく、  
楽しく実践できる介護予防ハンドブック「若返りの友」を作成し、元気はつ  
らつサロンの参加者に配布すると同時に、ふれあいいきいきサロンの参加者  
にも配布し、高齢者の元気づくりの推進を図ります。

### (4) 高齢者元気づくり応援協定の締結

様々な機関と応援協定を締結することにより、全市的な介護予防の展開を図  
るための環境づくりを行います。

### (5) 災害対応型自動販売機設置事業（収益事業）

福祉施設や企業等に、地域貢献のための「災害対応型自動販売機」を設置  
し、売り上げの一部を地域福祉活動や災害時における避難者への支援に役  
立てるなど地域貢献活動を行います。

(6) 災害時要援護者支援事業の推進

- ア 自治会や自主防災クラブ、民生委員・児童委員等、地域の団体と連携し、災害時における要援護者の避難支援体制づくりをすすめます。
- イ 「災害時における福祉避難所等設置運営に関する協定」を更に検証し、効果的な運用をめざすため、「福祉避難所協力員」の養成を充実し、専門職やボランティアの人的派遣の充実をめざします。

(7) ジュニアヘルパー養成事業の推進

- ア 小学生及び中学生をジュニアヘルパーとして養成し、近隣の高齢者宅を訪問し、お話し相手や簡単なお手伝い等の見守り活動を行うことにより、高齢者の孤立化防止や安否確認、あわせて日常生活を通じた世代間の交流を図り、近隣住民相互による助け合い・支え合いの気運を高めるとともに、重層的な見守り体制の構築を図ります。
- イ ジュニアヘルパーOBを中心とした「高校生ボランティアサークルKFF」の組織拡大を図り、継続した高齢者の見守り強化と地域全体で高齢者を支援する体制づくりを図ります。
- ウ ジュニアヘルパーだよりの発行  
年2回情報紙を発行することにより、ジュニアヘルパー活動の内容を地域へ広くPRします。

(8) ふれあいランチ給食サービスの推進

高齢者や障がい児(者)に、定期的にふれあいランチ給食を提供することにより、自立的生活の助長や社会的孤独感を解消するとともに、安否確認を行います。

(9) 高齢者SOSサービス事業の推進

各校区社会福祉協議会等と協働で、台風や大雨等の災害時に、高齢者や障がい者等を近隣の社会福祉施設や医療機関へ、一時的に避難できる体制づくりを推進します。

(10) 熊本市老人福祉施設協議会との連携

熊本市老人福祉施設協議会所属の施設との情報交換会を行い、相互の機能やノウハウを活かした地域福祉活動の推進を図ります。

- (11) 住民座談会（住民参加型ワークショップ）の開催  
住民座談会（住民参加型ワークショップ）を小学校区毎に開催し、地域に顕在化・潜在化する住民の生活課題の発掘を行い、課題解決のため必要な方向性を示す「校区社協行動計画」策定の支援を行います。
- (12) 地域を基盤とした福祉教育の推進  
地域の中で、子どもたちが思いやりの心や相手の気持ちに共感できる力を育む「地域での学びの場」づくりを推進します。
- (13) 区事務所の充実  
職員配置を見直し、各区事務所の職員を増員するとともにCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域の会議や行事等へ積極的なアウトリーチを展開することにより、社会的孤立や閉じこもり、福祉サービス支援拒否など制度の谷間に埋もれがちな方々の発見から、新しい社会資源の開発、具体的な支援サービスにつなげる活動を展開します。  
また、校区社会福祉協議会や自治会、老人クラブなどとの連携を深め、校区ごとの特色のある福祉の地域づくりを支援していきます。

## 2 第3次地域福祉活動計画の推進

第3次地域福祉活動計画（平成27年度～）の推進状況を確認し、本計画の検証を行います。

## 3 地域におけるボランティア活動の推進

### (1) ボランティアコーディネートの充実

多様化するニーズに合わせて、ボランティアコーディネーターが、受け手と担い手のニーズにあった活動の調整を行い、福祉分野に特定しない様々なボランティア活動の推進・支援を行います。

### (2) 災害時におけるボランティア活動の体制づくり

熊本地震における教訓のもと、防災意識の普及・啓発・向上を図るため防災関係機関が協力し、研修及び訓練等を行い、災害ボランティア活動の取り組みを学びます。

(3) ボランティア出前講座

病院・福祉施設・学校・企業・地域からの依頼に応じて、ボランティアセンター職員、ボランティアアドバイザーが講師となり、児童・生徒や職員・地域住民を対象にボランティアに関する講演や体験学習を行い、ボランティアの育成・発掘を目的に実施します。

(4) ワークキャンプの開催

次代を担う高校生を対象に、福祉の体験学習、施設利用者とのふれあいを通じて福祉への関心を深め、同時にボランティア活動への意識の高揚を図り、自ら学び成長していくことを目的に開催します。

(5) 第39回くまもと市民ボランティア週間事業

ボランティア活動者が毎年11月の第2週目に一堂に集い、ボランティア活動の輪を広げ、市民活動・ボランティア活動への理解を深めることを目的に実施します。本年度はボランティア週間を上益城5町と1市で第11回火の国ボランティアフェスティバル「復興くまもと」上益城・熊本市大会に変え9月29日（土）～30日（日）で開催します。

(6) 広報誌の発行

ボランティア登録者や学校、地域内の福祉施設等に、ボランティアや福祉情報を提供するため、ボランティア情報誌「ニーズ通信」を発行します。なお、情報提供の方法につきましては、情報誌をメールでの配信やホームページへ掲載し提供します。

(7) 傾聴ボランティア養成講座

近年、地域社会において孤立しがちな人たちの悩みの聞き役となる「傾聴ボランティア」への関心と必要性が高まっており、相手の心を癒し、孤立や不安を軽減させる手助けをするボランティアの育成を目的に開催します。

(8) ボランティアアドバイザー養成研修

ボランティア活動に対する市民の理解と関心が高まる中、ボランティア活動に参加したいと思っている人々、活動している人に対して、日常的な相談や助言を行い関係機関とのパイプ役になるボランティアアドバイザー相談員養成講座開催し、資質の向上を図ることを目的に開催します。



(9) 朗読・読み聞かせボランティア講座

視覚障がいのある方や高齢者・子どもたちを対象に、本や広報誌など様々な情報を伝えるために朗読ボランティアの需要が増加傾向にあり、また児童養護施設・保育園や小学校等本の読み聞かせボランティアの必要性が高まっています。朗読ボランティア及び読み聞かせボランティアを養成し、視覚障がい者の福祉の推進と社会参加を促進することを目的に開催します。

4 生活相談サポートセンター事業

熊本市の応急仮設住宅9か所に生活支援相談員が集会所又は談話室に常駐し、入居者の生活相談や見守り活動を通してつかんだ情報や課題を各種関係機関と連携しながら、応急仮設住宅での生活の質の向上を図り、生活再建への支援を行います。

5 障がい者成人式の開催

障がいのある方々が、家族の支え、そして周りの支援によって多くの困難を乗り越え、成人を迎えられたことをお祝いし、更に希望を持って活躍されることを願って開催します。

6 事業運営協力

- (1) 日本赤十字社熊本市地区本部
- (2) 熊本市共同募金委員会

|        |
|--------|
| 総合相談部門 |
|--------|

1 総合相談体制の充実

地域には加齢や障がい、経済的困窮、社会的孤立等で日常生活に不安を抱えた方々が増えています。住民一人ひとりが、必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域において暮らせることができる環境づくりと複雑・複合化した問題や制度の谷間にある問題などを素早くキャッチし、切れ目のない支援が実践できる総合相談及び生活支援のシステムを構築してまいります。

(1) 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯・障がい者または高齢者の属する世帯に対し、資金を貸付けるとともに、民生委員を通じ必要な相談を行い、その経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、更生資金等5種類の資金の貸付けを行い、自立の助長を図ります。この事業については、熊本県社会福祉協議会から一部事務委託を受け、熊本市社会福祉協議会（各区）が窓口になります。

(2) 福祉金庫貸付

昭和 40 年公益質屋制度の廃止に伴い、生活保護世帯及び生活困窮者に対する民生委員活動を側面から助長するため、生活困窮者の自立更生を目的としてこの制度が設けられています。この事業は、熊本市から貸付金の融資を受け、熊本市社会福祉協議会（各区）が窓口になります。

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

看護学校等の養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、自立の促進を図ります。

(4) 生活困窮者自立・家計相談支援事業

生活困窮者に対し、支援に関する総合調整を行います。複合的な要因によって、既存の制度や機関では十分に対応できない生活困窮者を包括的に受け止め、本人の尊厳と意思を十分尊重しながら、どのような支援が必要かを把握し、自立のための支援計画を策定し、適切なサービスや関係機関につなぐ役目を担います。さらにホームレス巡回相談を行い、積極的なアウトリーチ支援を展開します。

(5) 住宅確保要配慮者支援事業【新規】

独居高齢者や障がい者、生活困窮の方など、賃貸住宅契約時に求められる保証を社会福祉協議会が行い、本人の状況に応じた入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を行います。さらに、平成 29 年 10 月に改正された「新たな住宅セーフティネット法」による居住支援法人の指定を受け、住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組みを支援していきます。

(6) 地域心配ごと相談機能の充実

地域の中で困りごとを抱えた住民の SOS を身近な地域で素早くキャッチすることができるように、「心配ごと相談所」を住民により身近な地域サテライト型相談所として位置づけ、その機能の充実と拡充を図ります。また、区事務所の職員は、地域心配ごと相談所がより効果的に運営されることを支援し、各地域心配ごと相談所が受けた困難事例等については自立相談支援機関等の協力を得ながら問題の解決に努めてまいります。

(7) 緊急一時援護事業

緊急に援護を必要とする者に対して、旅費等の一部を支給し自立生活の支援を図ります。また、現物支給（保存食等）も併用して対応します（各区対応）。

## 2 日常生活自立支援事業の充実

判断能力が十分でない認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の方々が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、また生活課題を抱えた利用者には、関係機関とより一層連携して、解決を図ります。

- ・「契約締結審査会」の運営
- ・地域生活支援員の確保と養成
- ・関係機関・団体との連携強化及び広報啓発
- ・職員研修

## 3 成年後見事業の実施

日常生活自立支援事業で支援が難しくなった利用者や成年後見制度が必要となった方々に対して、成年後見制度の利用を推進し、より安心して生活ができるように支援していくための成年後見事業を行います。

- ・成年後見等受任
- ・法人後見運営委員会の設置
- ・市民後見人の養成研修（市受託）
- ・職員研修

# 在宅福祉サービス部門

## 1 介護保険事業所における事業

### (1) 介護保険関連事業

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）
- ・きずなホームヘルプサービス  
（制度外事業。訪問介護事業に準ずるサービス）

### (2) 熊本市受託事業

- ・移動支援事業
- ・産後ホームヘルプサービス事業
- ・養育支援家庭訪問事業
- ・要介護認定調査事務受託事業

環境上の理由及び経済的理由により、在宅生活が困難な高齢者の入所施設として、自立支援・生活支援を行っております。入所者の高齢化・介護度の重度化が進行しているなか、その人らしく生きがいある生活が送れるようお一人お一人に応じた支援を行っております。

本年度の目標として、次に掲げる事項を中心に事業展開に努めます。

## 1 事業計画

### (1) 入所者の確保

愉和荘の経営の安定を図る上から、入所者を安定的に確保することは絶対的必要条件です。平成30年2月1日現在の入所者は43名となっており、昨年より4名少なく、本年3月以降に阿蘇地域の「あそ上寿園」「湯の里荘」からお預かりをしている4名の方が帰えられることから、大変厳しい状況が想定されます。出来るだけ早い時期に45名以上の入所者を確保するため、生活困窮者支援などに積極的にかかわるとともに、北区福祉課や北区管内ささえりあ、菊池市や山鹿市、玉名市などの熊本県北地域の自治体、北区管内民生委員児童委員協議会等の関連団体への施設情報の発信や情報交換を綿密に行い、定期的な訪問などにより地域に埋もれているニーズを施設入所へ結び付けるよう取り組みます。

### (2) 入所者の処遇改善

日常的に入所者の身体及び精神の状況や生活状況を把握し、入所者それぞれにあった処遇計画を作成し、それに沿った支援を行い、入所者が安心して生きがいを持って生活できるようにすることとします。

### (3) 職員の資質の向上

職員の資質の向上を図るため、昨年に引き続き、1年を通じた継続的な研修計画を策定し、定期的継続的な研修を行なうとともに、県社協や社会福祉施設協議会などが開催する研修会などに積極的に参加し、入所者の処遇の改善に結びつくよう取り組みます。

### (4) 特定施設入居者生活介護の事業所指定

入所者の高齢化に伴い、要介護認定を受けている人やサービスを利用する人が増加し、特に夜間帯の職員負担も増大してきています。そのため、特定施設入居者生活介護の事業所指定の調査を行い、指定に向けた取り組みを行います。

(5) 地域との交流

愉和荘が立地している田底校区及び近隣の保育園、小学校、中学校、温泉組合、温泉旅館組合、民生委員児童委員協議会、校区自治協議会などと連携して、春の花見会・秋祭りなどを行い、地域との交流を深めます。